

札幌市 訪問介護等サービス提供体制確保支援事業Q & A

【事業全般】

Q1 事業ごとの対象経費の例を教えてください

(事業ごとの対象経費の例)

- 1 研修体制の構築の支援
 - ・ 研修等の受講費用
 - ・ 研修のカリキュラムを作成・見直しするための委託費用等
- 2 経験年数が短いホームヘルパー等への同行支援
 - ・ 同行訪問に要した時間に応じて、30 分未満の場合は 2,500 円、30 分以上の場合は 4,000 円の基準額を実支出額として算出する。
 - ※ 同行訪問が必要な回数は、経験年数の短いヘルパー1人につき30回までとし、対象者ごとに事業所が適切に判断するものとする。
- 3 経営改善の支援
 - ・ 事業所が個別に経営改善を目的とし、コンサルタント事業者等へ委託するための経費
 - ・ 事務作業を行うための臨時職員を雇用するための経費
- 4 介護人材・利用者確保のための広報活動に関する支援
 - ・ 事業所が介護人材確保・利用者確保のために行うホームページの開設・改修に係る経費
 - ・ 広報宣材（リーフレット、チラシ等）の作成・印刷等の広報に要する経費

Q2 申請時に申請書とともに提出する書類について教えてください。

(事業ごとの申請時に提出する書類)

- 1 研修体制の確保
 - ・ 参加を予定している研修の内容、スケジュールや金額がわかるパンフレットなど。昨年度、同様の研修があった場合、昨年度のパンフレット等でも可。
- 2 経験年数が短いホームヘルパー等への同行支援
 - ・ 申請書のみ
 - ※ただし、実施の見込みがある場合のみ申請してください。
- 3 経営改善の支援
 - ・ コンサルタント等の専門家と交わした契約書など。（何を専門家に依頼するのか、具体的な支援内容がわかる見積書やメール等のやり取りでも可）
- 4 介護人材・利用者確保のための広報活動に関する支援
 - ・ チラシ作成、求職紙面掲載、印刷費等の見積書。

Q3 事業の対象期間はいつからいつまでか？

令和8年4月1日から令和8年12月31日を対象としております。
当該期間内であれば、申請以前に発生した経費も含みますが、「契約の締結・発注」「成果物の納品・提供」「支払い」のすべてが当該期間内に完了した経費が対象です。期間外にこれらが行われた場合は補助対象となりませんので、ご注意ください。

例1 「令和8年4月5日に申込し、令和8年5月5日に受講、令和8年6月1日に支払いをした研修経費」は対象となります。

例2 「令和8年12月2日に発注し、令和8年12月31日に納品され、令和9年1月10日に支払いをした広報用チラシ作成経費」は対象となりません。

例外として、経営改善の支援については、コンサルタント等の専門家との「契約日」が対象期間外であっても、「役務の提供」及び「専門家への支払い」が対象期間内に行われている場合は、対象となります。

Q4 消費税の扱いについて教えてください

本補助金の申請は消費税込み、消費税抜きのどちらでも可能としておりますが、申請単位（法人単位）でその扱いは統一してください。

税込みで申請した場合は、免税事業者、簡易課税事業者、一般課税事業者のいずれの事業者も仕入控除税額の市への報告が義務付けられております。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、その分の返還が必要となります。

なお、税抜きで申請した場合は、いずれの課税区分事業者も報告等は必要ございません。

消費税込み、消費税抜きの金額については領収書や請求書等の記載内容に基づいて判断します。また、人件費には消費税は含まれませんのでご留意願います。

Q5 申請はそれぞれの事業所で行うのか？事業者（法人）で行うのか？

申請につきましては事業者（法人）単位でお願いします。複数の事業所を営んでいる場合は、それぞれの事業所分の計画書を添付し、申請や事業実施報告は事業者（法人）が実施していただきますようお願いいたします。

Q6 事業完了後に提出する実施報告書に添付する挙証書類について教えてください

（必要添付書類）

- 1 研修体制の構築の支援
 - ・ 研修受講に要した経費の領収書等（写し）
 - ・ 研修カリキュラムの作成見直し等における領収書（写し）及び報告書等の実施結果が分かる書類（写し）
- 2 経験年数が短いホームヘルパー等への同行支援
 - ・ 別紙「札幌市訪問介護等サービス提供体制確保支援事業 経験年数が短いヘルパー等への同行支援用報告様式」
 - ※ 実績報告時の提出は「市指定の報告様式（一覧表）」のみとし、個別の訪問記録等の添付は不要としております。
 - ただし、適正な予算執行を担保するため、「同行の事実が客観的にわかる書類（訪問介護記録、勤務割表等）」は補助金の額の確定の日の属する年度の終了後、5年間の保管をしなければなりません。
 - 原本との突合確認を行うことがあります。その際に、万が一、虚偽や矛盾が発覚した場合、補助金の返還を求めることとなりますのでご注意ください。
- 3 経営改善の支援
 - ・ 経営改善等を目的としたコンサルタント事業者等への委託契約書（写し）、相談の報告書（写し）及び領収書（写し）
 - ※ 請求書等で「顧問料」とのみ記載されているだけでは、補助対象の相談実績が不明なため、実質的に経営改善の相談などを行ったことが確認できる実施報告書等が必要です。
 - ・ 臨時職員の雇用日を証明できる雇用契約等（写し）
 - 雇用した臨時職員への賃金の支払いを証明することができる補助対象期間中における賃金台帳等（写し）
- 4 介護人材・利用者確保のための広報活動に関する支援
 - ・ 成果物（チラシ、完成したホームページのURL等）が確認できるもの
 - ・ ホームページの開設・改修に係る経費や広報宣材の作成・印刷等の広報に要する経費の領収書（写し）

Q7 実績報告時に札幌市からの交付決定額を超える金額を報告した場合、超えた金額についても補助は認められるか？

交付決定額を超過する金額は補助対象として認められません。交付申請の金額に増額がある場合は、必ず内容変更申請を行ってください。（予算の都合上、増額が認められない場合があります）。

Q8 PCやモニター等、汎用品は対象となるか？

札幌市では、PC、タブレット、ビデオカメラ、介護ソフトなどの汎用品については補助対象としておりません。

【研修体制の構築の支援】

Q9 補助対象となる研修に定めはあるのか？

事業所が自らの訪問介護職員等に対して実施する研修に要する経費、外部研修の参加に所要する経費、いずれも補助対象となります。

訪問介護員が受講する研修が原則ですが、訪問介護員以外が受講する研修においても、訪問介護等サービスの担い手の確保につながる研修であれば対象となります。

【経験年数が短いホームヘルパー等への同行支援】

Q10 「経験年数が短い」とは具体的にどの程度の期間を指すのか？

基本的には、訪問業務に従事した期間が1年未満である者をいうが、1年以上であっても長期間（3年以上）訪問業務に従事していない期間があるなどの場合は補助対象とします。

Q11 1事業所当たりの補助上限額はないのか？

現状では設けておりませんが、予算の執行状況や各事業所の申請の状況により、設定する場合があります。

Q12 交付申請時点はまだ見込みで、被同行者の氏名までわからないがどうすればよいのか

交付申請時点で被同行者及び同行者の氏名が不明の場合は、氏名の欄は空白でも構いません。見込まれる同行回数のみ記入願います。

実施報告のときには、氏名が必要になります。ただし、予算にも限りがありますので、実施の見込みがあるときのみ申請していただきますようお願いいたします。

Q13 スキマバイトやスポットワークで雇用するヘルパーは対象となるのか？

補助対象となりません。

Q14 同行支援とはどのようなものをいうのか

同行支援とは、介護報酬上における訪問介護等業務の同行をいうものであり、運転等の単に移動のみを目的とする同行や介護保険外サービスの同行は補助対象とはなりません。

Q15 新人ヘルパー1名に対してベテランヘルパー2名が同行した場合や、新人2名にベテラン1名が同行した場合の訪問回数はどのようにカウントするか？

いずれの場合も「1回の訪問（同行）」としてカウントします。あくまで訪問1回につき1回の算定となります。

【経営改善の支援】

Q16 コンサルティング業者等に委託せず、自前で改善を行うための従業員を雇用する場合は対象となるか

本件は経営基盤の強化及び経営状況の改善等のため、コンサルティング事業者等に委託契約を締結し、助言や支援等を受けるときに要する経費や、指定申請や報酬請求等の事務作業などを行うための臨時職員を雇用するための経費は補助対象となります。ただし、専門家等への事務作業委託は補助対象外となります。

Q17 コンサルティング事業者等への紹介料は補助対象となるか

補助対象となりません。

Q18 月々支払いしている顧問料などは対象となるか

何かあったときに相談するためのいわゆる「顧問契約」やただの「事務代行」、「本補助事業申請に係る事務作業の委託」はいずれも補助対象となりません。

補助対象となるのは「経営基盤の強化・経営状況の改善、加算の新規取得」に直接資する委託費用です。

これらが行われたことがわかる資料を提出する必要がある、確認できない場合は、補助対象となりません。

【介護人材・利用者確保のための広報活動に関する支援】

Q19 人材紹介会社への紹介料は補助対象となるか

補助対象となりません。

Q20 訪問介護等サービスだけではなく、ほかのサービスの従業員や利用者の募集のためにホームページの改修やチラシで募集を行ってもよいか

訪問介護員以外の募集や訪問介護等サービス以外の利用者確保を目的とする広報活動は、対象となりません。他事業所と同時に行う場合については、費用を案分し報告ください。

事業について、費用根拠を示すことができない場合は補助対象となりません。

Q21 求人媒体への掲載料は補助対象となるか

補助対象となりますが、国、他自治体又は本市が実施するその他の補助を受けているものは補助対象となりませんので、ご注意ください。